

2021年5月13日

株式の併合に関する事前開示事項
(会社法第182条の2第1項および会社法施行規則第33条の9に定める事前開示書類)

京都市上京区烏丸通出水上る桜鶴円町361番地
ワタベウェディング株式会社
代表取締役社長執行役員 花房 伸晃

当社は、2021年3月19日開催の取締役会において、2021年5月28日開催予定の当社臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」）において株主の皆様のご承認をいただくことを条件として、株式の併合（以下「本株式併合」）を行うことを決議いたしました。なお、当社は、上記取締役会において、興和株式会社（以下「興和」）を割当先とする払込金額の総額20億円の第三者割当による当社普通株式（以下「本新株式」）の発行（以下「本件第三者割当」）を行うことを併せて決議しており、本件第三者割当の後に、本株式併合を経て、興和が当社を完全子会社とすること（以下「本件完全子会社化取引」）が企図されております。

本株式併合に関し、会社法第182条の2第1項および会社法施行規則第33条の9に掲げる事項は以下のとおりです。

1. 会社法第180条第2項各号に掲げる事項

(1) 併合の割合

当社株式について、5,000,000株を1株に併合いたします。

(2) 株式の併合がその効力を生ずる日

本件第三者割当に係る本新株式が全て発行される時点に応じて、本株式併合に係る効力発生日（以下「本株式併合効力発生日」）を以下のとおりといたします。

- ① 2021年6月10日までに本件第三者割当に係る本新株式が全て発行されることを条件として、本株式併合効力発生日を2021年6月30日といたします。
- ② 2021年6月11日以降、2021年7月10日までに本件第三者割当に係る本新株式が全て発行されることを条件として、本株式併合効力発生日を2021年7月31日といたします。
- ③ 2021年7月11日以降、2021年8月10日までに本件第三者割当に係る本新株式が全て発行されることを条件として、本株式併合効力発生日を2021年8月31日といたします。
- ④ 2021年8月11日以降、2021年8月31日までに本件第三者割当に係る本新株式が全て発行されることを条件として、本株式併合効力発生日を2021年9月30日といたします。

(注) 本株式併合は、本件完全子会社化取引の一部として、本件第三者割当に係る本新株式が全て発行されることを条件に実施されるものであるため、2021年3月19日開催の当社取締役会では、本株式併合に関して、上記のとおり、本件第三者割当に係る本新株式が全て発行される時点に応じて、複数の本株式併合効力発生日を定める旨の議案を本臨時株主総会に付議することを決議しております。本株式併合においては、本件第三者割当に係る本新株式が全て発行される時点に応じて、その直後に到来するいずれか一つの本株式併合効力発生日においてのみ、実際に、株式併合の効力が発生することとなります。

(3) 効力発生日における発行可能株式総数

44株

2. 会社法第180条第2項第1号および第3号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項

本株式併合における併合の割合は、当社株式について、5,000,000株を1株に併合するものです。本株式併合は、当社の株主を興和のみとすることを目的として行われるものであること、本件第三者割当に係る本新株式が全て発行されることを条件に実施されるものであること、ならびに下記の各事項から、本株式併合における併合の割合は相当であると判断しております。

その他、併合の割合についての定め相当性に関する事項は以下のとおりです。

(1) 株式併合を行う理由

2020年12月期における当社グループをとりまく経営環境は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、世界的に経済活動が停滞し、企業収益の低下や雇用情勢の悪化が急速に進みました。当社の主たる事業であるブライダル業界におきましても、新型コロナウイルス感染症拡大により、多くの婚礼が延期やキャンセルとなる等、業界全体に深刻な影響を及ぼしており、大変厳しい状況となっております。

当社の「リゾート挙式」においては、新型コロナウイルス感染症拡大による世界各国での出入国規制や渡航制限の影響を受け、2020年2月後半以降、当社が取扱う海外ウェディング実行エリアの全挙式施設の催行が不能となりました。また、「ホテル・国内挙式」におきましては、ホテル雅叙園東京、メルパルクともに、2020年4月の緊急事態宣言発令期間中は、施設毎に休業および一部営業自粛等の対応を実施いたしました。宣言解除後、婚礼においては一組当たりの列席人数が減少したものの、実行件数は徐々に回復基調へと向かいましたが、2020年末の新型コロナウイルス感染症再拡大の影響を受け、再び低迷いたしました。

このような状況を受けて、当社では役員報酬の減額をはじめとした人件費や広告宣伝費の抑制、賃料減額交渉等、様々な費用削減対策を実施いたしましたが、2020年12月期の当社グループの業績は、売上高19,678百万円（前年同一期間比61.1%減）、営業損失10,983百万円（前年同一期間営業利益629百万円）、経常損失11,075百万円（前年同一期間経常利益886百万円）、親会社株主に帰属する当期純損失11,738百万円（前年同一期間親会社株主に帰属する当期純利益208百万円）となりました。また、連結純資産につきましては、2019年12月期末より12,002百万円減少し、863百万円の債務超過となりました。新型コロナウイルス感染症の収束時期は引き続き不透明であり、今後の営業収益および財務に及ぼす影響の程度や期間について不確実性があることから、2020年12月末時点において、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる状況にあります。

こうした状況の中、2021年3月末日に弁済期限が到来する借入金合計11,300百万円について、約定どおりに弁済することが困難になり、大規模な資本調達を早期に実現できない場合には、当社の足下の資金繰りは困窮し、株式価値が著しく毀損する事態となりうる状況にありました。

上記のとおり、新型コロナウイルス感染症拡大による悪影響と不確実性や当社をとりまく厳しい経営環境を踏まえ、大幅な債務超過となるおそれが生じたことから、早急に資本増強を行う必要があると判断し、当社は、2020年11月頃から、50億円規模の増資の引受けに関しスポンサー候補へのコンタクトを開始いたしました。このような当社の時価総額（2020年12月末時点で約28億円）を大きく上回る規模の多額の資本金の出資に当社が希望する時間軸で応じられるスポンサーを選定することは相当程度困難であると見込まれました。そのため、当社は、フィナンシャル・アドバイザーとして株式会社KPMG FASを起用し、同社を通じて、合計48社のスポンサー候補に対して、当社に対する出資の可能性を打診いたしました。その中で、複数のスポンサー候補から提示された提案内容を慎重に検討し、興和の最終提案が、当社の資金面および事業面の双方の支援の観点から、当社の株主の皆様に対しても最善の策であると判断し、受け入れることといたしました。

具体的には、当社は、興和に対する第三者割当の方法により、総額20億円の出資を受ける（本件第三者割当）とともに、当社株式5,000,000株を1株に併合し、興和以外の当社株主の皆様に対し、1株当たり180円の金銭を交付することを通じて当社は興和の完全子会社となります（本件完全子会社化取引）。

当社は、2021年3月19日付で、産業競争力強化法に基づく特定認証紛争解決手続（以下「本事業再生ADR手続」）の取扱事業者である一般社団法人事業再生実務家協会（以下「事業再生実務家協会」）に対し、本事業再生ADR手続利用についての正式な申込を行い、同日受理されるとともに、本事業再生ADR手続の対象となる全てのお取引金融機関（以下「本対象債権者」）に対して「一時停止の通知書」を送付しました。その後、2021年4月5日に、全ての本対象債権者の出席の下、同手続に基づく事業再生計画案の概要説明のための債権者会議（第1回債権者会議）を開催し、全ての本対象債権者から「一時停止の通知書」について同意（追認）を得るとともに一時停止の期間を事業再生計画案の決議のための債権者会議の終了時（会議が延期・続行された場合には、延期・続行された期日を含みます。）まで延長すること等につきご了承をいただきました。そして、当社は、本対象債権者による総額約9,078百万円の債務免除の合意等を含む事業再生計画案（以下「本事業再生計画案」）を策定し、2021年4月26日に事業再生計画案の協議のための債権者会議（第2回債権者会議）において、本対象債権者に対して本事業再生計画案の具体的な内容についてご説明しました。現在は、2021年5月27日に開催予定の事業再生計画案の決議のための債権者会議（第3回債権者会議）において、本対象債権者の合意による本事業再生計画の成立を目指し、本対象債権者との協議を進めております。本件第三者割当および本件完全子会社化取引の実施は、2021年5月27日に開催予定の事業再生計画案の決議のための債権者会議（第3回債権者会議）において、本対象債権者の合意により、総額約9,078百万円の債権放棄等を含む本事業再生計画が成立することを条件とします。

また、興和は、2021年3月19日付で、当社および興和との間で締結した、当社に対するスポンサー支援に関する出資契約（以下「本出資契約」）において、本件第三者割当の実行完了を条件として上記の債権放棄後の当社の借入債務の残高について連帯保証を行うこと、本件第三者割当の実行完了後、当社の資金需要が生じた際には、その責任において当社の資金繰りを支援することを約しております。

これらを踏まえ、興和と当社が一体となって、柔軟かつ機動的に経営戦略を推進することが、当社グループの事業継続および中長期的な成長に最も資するとともに、株主の皆様を更なるリスクにさらす事態を避けることにつながると考えられることから、最善の選択肢であるとの最終的な判断に至りました。

本件第三者割当の発行諸費用の概算額106,500,000円を差し引いた本件第三者割当による調達資金1,893,500,000円は、予測困難な新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う先行き不透明な状況に鑑み、調達資金の全てを、2021年5月末から2022年12月の間の賃料・人件費等、事業推進に係る運転資金に充当します。

なお、本件完全子会社化取引の結果、当社株式は、東京証券取引所の上場廃止基準に従い、所定の手続を経て上場廃止となる予定です。

以上のとおり、本件第三者割当は、予測困難な新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う先行き不透明な状況に鑑み、興和と当社が一体となって、柔軟かつ機動的に経営戦略を推進し、財務面での課題の早期かつ抜本的な解決を図ることを目的として、興和を割当予定先として行うものであります。

当社は、上記のとおり、本件第三者割当を行うとともに、本件完全子会社化取引を実施することが、当社の資金面および事業面の双方の支援の観点から、当社の株主の皆様に対しても最善の策で

あるとの結論に達しました。

そこで、当社は、本臨時株主総会において株主の皆様のご承認をいただくことを前提に、本件第三者割当に係る本新株式が全て発行されることを条件に、当社の株主を興和のみとするために、本株式併合を実施することといたしました。

(2) 当社の株主（親会社等を除く）の利益を害さないように留意した事項

本件完全子会社化取引においては、興和は本件第三者割当の払込前の時点では当社の親会社等に該当しませんが、当社は、興和が本件第三者割当を含む本件完全子会社化取引を通じて当社の株主を興和のみとすることを企図していることを考慮して、当社の株主の皆様への影響に配慮し、本件完全子会社化取引の公正性の担保、本件完全子会社化取引の実施を決定するに至る意思決定の過程における恣意性の排除および利益相反の回避の観点から、本件完全子会社化取引の公正性を担保するため、下記に記載の措置を講じております。

①当社における独立した第三者算定機関からの算定書およびフェアネス・オピニオンの取得

当社は、興和との協議および交渉の結果を踏まえて本新株式の払込金額および本株式併合に係る端数処理により株主の皆様へ交付することが見込まれる金銭（以下「本株式併合交付見込金額」）を決定するに際して、また、本臨時株主総会における株主の皆様の議決権行使のご参考のために、第三者算定機関（株式会社赤坂国際会計、代表者：黒崎 知岳、住所：東京都港区元赤坂一丁目1番8号、以下「赤坂国際会計」）に対して、当社株式の株式価値算定ならびに本新株式の払込金額および本株式併合交付見込金額が興和を除く当社の株主にとって財務的見地から妥当である旨の意見書（フェアネス・オピニオン）（以下「フェアネス・オピニオン」）の提出を依頼いたしました。なお、第三者算定機関である赤坂国際会計は、当社および興和の関連当事者には該当せず、本件第三者割当に関して記載すべき重要な利害関係を有しておりません。

赤坂国際会計は、当社株式の株式価値の算定手法を検討した結果、①市場株価平均法、②類似会社比較法および③ディスカунテッド・キャッシュ・フロー法（以下「DCF法」）の各算定方法のうち、③DCF法を採用して、当社株式の株式価値の算定を行い、当社は赤坂国際会計から2021年3月19日付で、株式価値算定書（以下「本株式価値算定書」）を取得しております。

また、当社は、赤坂国際会計から本新株式の払込金額および本株式併合交付見込金額が、それぞれ、当社および興和を除く当社株主にとって、財務的見地から妥当である旨のフェアネス・オピニオンを取得しております。

本株式価値算定書によれば、DCF法に基づいて算定された当社株式1株当たりの株式価値の範囲は0円から44円とされております（以下「本価値算定結果」）。

赤坂国際会計が当社株式の株式価値の算定に③DCF法を採用した理由は以下のとおりです。

まず、①市場株価平均法については、当社の2020年12月期決算短信において、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を現時点では合理的に算定することが困難であることを理由として2021年12月期の連結業績予想を公表していないため、本件第三者割当および本件完全子会社化取引が実施されない場合に想定される重要な影響が十分に市場価格に反映されていない可能性があること、2021年3月10日以降、必ずしも当社の経営状況に関係しない事由により株価が乱高下しており、当社の企業価値と乖離した価格形成がなされている可能性があること、本件第三者割当および本件完全子会社化取引の公表に伴い開示される情報のうち本価値算定結果の算定基準日（2021年3月19日）までの市場価格に反映されていない情報が価格形成に相当程度の影響を与える可能性があること等を勘案し、①市場株価平均法は当社の株式価値の算定に当たって適切な手法でないことを説明されております。

また、②類似会社比較法については、当該手法において一般的に使用される基準財務指標であ

る利益・純資産・EBITDA等の数値が当社においては直近でいずれも負の値となっており、適切に類似会社比較法を適用することが困難であり、類似会社比較法は当社の株式価値の算定に当たって適切な手法でないと説明されております。

一方、本価値算定結果において採用されている③DCF法は、事業の将来のキャッシュ・フロー（収益力）に基づく算定方法であり、事業継続を前提とした場合の株式価値算定を行う上で適切な手法の一つであると考えられており、本価値算定結果では、当社が価値算定機関に提供した事業計画等を検討し、算定基準日時点での当該事業計画を前提とした将来のキャッシュ・フローに基づき、DCF法による株式の価値が算定されております。

DCF法を用いて当社株式価値の算定をするに当たって、本株式価値算定書では、当社が作成した2021年12月期から2023年12月期までの事業計画に基づく収益予測や投資計画等、合理的と考えられる前提を考慮した上で、当社が2021年12月期以降、将来生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを基に、事業リスクに応じた一定の割引率で現在価値に割り引いて企業価値を評価しております。割引率は、加重平均資本コスト（WACC）である8.0%～18.7%を採用しており、継続価値の算定に当たっては永久成長率法を採用し、永久成長率を-0.5%～0.5%とし、実効税率は30.6%とし、ネット有利子負債は2020年12月末時点での有利子負債残高（18,549百万円）から余剰現預金残高（現預金9,193百万円から必要運転資金3,000百万円を控除した6,193百万円）を控除した金額により算定し、当社株式の1株当たりの株式価値の範囲は、0円から44円と算定されております。

なお、赤坂国際会計が、DCF法の算定の前提とした当社の事業計画に基づく財務予測は以下のとおりです。以下の財務予測は本件第三者割当および本件完全子会社化取引の実施を前提としたものではありません。また、以下の財務予測は、直近の新型コロナウイルス感染症の影響を考慮し、当社のリゾート挙式事業の再開の目安として2022年1月の海外渡航制限解除を前提とし、二度に亘る緊急事態宣言の発出による影響額の見積もりと2020年12月期決算短信における債務超過公表後の当社の売上の傾向を反映したものとして作成しております。

（単位：百万円）

	2020年12月期実績	2021年12月期計画	2022年12月期計画	2023年12月期計画
売上高	19,678	23,742	36,628	31,435
営業利益	△10,983	△7,080	△164	1,651
EBITDA	△9,266	△5,419	1,431	3,169
フリー・キャッシュ・フロー	—	△5,823	1,692	1,636

なお、本株式価値算定書において採用されたDCF法に関し、本株式価値算定書では、当社の事業が計画期間終了後も継続することを前提とした場合の株式価値を算定しており、金融機関からのバックアップが得られない等の要因により、計画期間中あるいは計画期間終了後に事業の継続が困難になる状況は想定されておらず、この点について、このような事業継続が困難になる状況を想定した場合には、本株式価値算定書におけるDCF法による算定結果よりも低い株式価値が算定される可能性があるとの見解が本株式価値算定書において示されております。

②当社の経営者から一定程度独立した者からの意見の取得

本件第三者割当に伴い発行される本新株式50,000,000株（議決権数500,000個）は、2020年12月31日現在の当社の発行済株式総数9,909,400株（2020年12月31日現在の総議決権数99,058個）の約504.57%（議決権における割合504.75%）に相当します。このように、本件第三者割当に伴う希薄

化率は25%以上になり、また、支配株主の異動を伴うことから、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第432条に定める独立第三者からの意見入手または株主の意思確認手続が必要となります。そこで、当社は、本臨時株主総会において、特別決議をもって本件第三者割当について株主の皆様の意思確認手続を行う予定です。

さらに、本件第三者割当は、大規模な希薄化と支配株主の異動を伴うのみならず、その後に興和による当社の完全子会社化および当社株式の上場廃止が予定されていることから、少数株主の皆様へ与える影響の大きさを踏まえて、当社の意思決定の過程の公正性、透明性および客観性を確保すべく、当社は、当社の経営者から一定程度独立した者として、社外有識者である牧直樹氏（社外有識者 樹陽法律事務所 パートナー弁護士。なお、同氏は、2021年3月25日開催の当社第57期定時株主総会において社外監査役に選任され、同日就任いたしました。当社は同氏を当社の独立役員として東京証券取引所に届け出ております。）ならびに当社の取締役である高橋理人氏および森川さゆり氏（いずれも当社の独立役員として東京証券取引所に届け出ている社外取締役です。）で構成される第三者委員会を選定し、本件第三者割当および本件完全子会社化取引に関する意見を諮問し、2021年3月19日付で、以下のとおりの意見をいただきました。

i. 結 論

本件第三者割当には必要性及び相当性が認められ、また、本件完全子会社化取引は貴社の少数株主にとって不利益とは認められない。

ii. 検 討

a. 資金調達の必要性

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う海外渡航制限と緊急事態宣言発出により、貴社の足元の財務状況は急激に悪化し、2020年12月期の貴社グループの業績は、売上高19,678百万円（前年同一期間比61.1%減）、営業損失10,983百万円（前年同一期間営業利益629百万円）、経常損失11,075百万円（前年同一期間経常利益886百万円）、親会社株主に帰属する当期純損失11,738百万円（前年同一期間親会社株主に帰属する当期純利益208百万円）となり、連結純資産については、2019年12月期末より12,002百万円減少し、863百万円の債務超過となった。また、2021年初頭の二度目の緊急事態宣言発出により、2021年1月から2月にかけての貴社の売上げはさらに悪化し、当該2か月間の経営成績は売上高1,869百万円、営業損失2,578百万円、当期純損失2,305百万円となり、2021年2月末現在の現預金残高は6,094百万円、連結純資産については3,060百万円の債務超過となった（いずれも未監査の貴社試算値）。

こうした2021年に入って以降の売上げ実績も踏まえた現在の貴社見通しによれば、今後の現預金残高の推移は、貴社の業務継続に必要とされる30億円乃至40億円の水準を2021年6月から9月の間に下回る見込みである。また、将来期間損失の計上が継続することにより、債務超過額も大幅に拡大することが見込まれている。

貴社は、2020年12月期において、自社保有資産売却による手元流動性の確保（2020年12月期実績：2,315百万円の固定資産売却による収入）や不要不急の設備投資、新規投資の凍結を進めた。また、グループ全体でコストの見直しを行い、役員報酬の減額をはじめとした賞与等の人件費の抑制、賃借料の減額交渉、外部委託コストの抑制、出張の原則禁止や広告宣伝費の抑制など、全ての費用の見直しと削減対策を実施し、販売費及び一般管理費合計（臨時休業等による損失の特別損失振替前）は、前年同一期間と比べ7,929百万円の減少となっている。加えて、海外渡航制限の解除時期や航空路線の正常化の見通しが不透明であることから、リゾート婚礼事業の悪化した経営環境が一定期間続くことを想定し、運営効率化や固定費削減を図るべく、一部のリゾート挙式

販売店並びに海外リゾート挙式実施施設及び営業拠点の閉鎖・休眠・譲渡を行い、拠点数を2019年12月との比較で30拠点減少させ、これらに伴う人員構成の最適化として、国内外の拠点での一時帰休、希望退職を実施した。このような手元流動性の確保・コスト削減に向けた施策に加え、リゾート挙式事業においては、オンライン販売の強化、接客ツールのWEB化、デジタルを活用した現地オペレーション機能の効率化などの収益確保と顧客利便性のためのデジタル化を推進した他、ホテル・国内挙式事業では、各地域性に合わせたコミュニケーション戦略や、施設特徴を活かしたブランド戦略を推進する等、売上げの向上に向けた施策も進めてきた。

このように貴社は既に実施可能な経営安定化に資する財務政策を講じてきており、今後、さらに追加的な施策を講じる余地は乏しいと考えられる。

このような中、手元の現預金残高（2021年2月末現在6,094百万円（貴社試算値））に照らし、2021年3月末日に弁済期限が到来する借入金合計11,300百万円について、約定通りに弁済することが困難であり、取引金融機関には支援を求めているものの、何らかの資本政策を講じることなくして当該借入金の返済の猶予を受けられる目途も立っていない。

2021年2月15日付「2020年12月期決算短信〔日本基準〕（連結）」（以下「2020年12月期決算短信」という。）において2020年12月末現在の連結債務超過を公表した後には、顧客から貴社の信用悪化を懸念する声が実際に多数寄せられている。前受金を預かる形で一般消費者を顧客とし、一生に一度の慶事を催行するという事業を展開している貴社にとって、債務超過の状態では事業を継続することは極めて困難であり、現に、当該債務超過公表後、予約数の減少やキャンセル等も発生しており、前述のとおり売上げへの悪影響が顕在化している状況にある。

このような状況に照らし、貴社は、貴社の事業継続を可能にするため、本プレスリリース「Ⅱ. 第三者割当による新株式発行 3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期 （2） 調達する資金の具体的な使途及び支出予定時期」記載のとおり、本件第三者割当で調達する総額20億円の資金を、新型コロナウイルス感染症の収束時期が予測困難であり、当社の業績の回復・改善には一定期間を要するものと考えられる中で、当面の賃料・人件費等、事業推進にかかる運転資金に充当することを予定している。

これらの状況に鑑みると、貴社は一刻も早い資本性の資金調達が必要不可欠であると考えられる。

したがって、本件第三者割当による資金調達の必要性が認められる。

b. 手段の相当性

上記の貴社の資金調達の必要性を踏まえれば、資金手法の選択にあたっては、貴社が希望する時間軸での必要金額の調達が確実に見込まれることが最も重要な考慮要素となる。この点、例えば、債務超過に陥り、「継続企業の前提に関する注記」が付されている状況において証券会社による引受けを伴う公募増資の実施はそもそも困難である。また、新株予約権の発行やライツオファリング・株主割当といった調達額に不確実性を伴う手法は貴社の資金調達に必要性に照らし適切ではない。さらに、前述のとおり既に売却可能な固定資産を売却し、担保余力に欠き、債務超過の状況にある貴社において負債性の資金調達は採用可能性がなく、現在直面している状況の解決策にもならない。

したがって、一定額を確実に調達できる第三者割当による資本性の資金調達が、貴社が利用できる最も合理的な手段であるといえる。この点、例えば、無議決権の転換型優先株式による資本性の資金調達については、即時の大規模な希薄化を防止できるという点で既存株主にメリットのある手法ではあるが、後述するとおり、本件における割当予定先の選定過程において、これを具体的に提案したスポンサー候補は存在しなかった。したがって、本件第三者割当において、普通株式の

発行という手法を採用することには相当性がある。

ここで、本件第三者割当は大幅なディスカウント及び大規模な希薄化、並びに、本株式併合を通じた本件完全子会社化取引による既存株主のスクイーズアウトが伴い、既存株主に与える影響が極めて大きいところ、他の手段の利用可能性がないかが問題となる。

この点、2020年12月末現在で債務超過に陥っており、前述のとおり、今後も先の見えないコロナ禍の影響で急速に債務超過額が拡大し、手元現預金が枯渇していくことが予想される中で、担保余力のない貴社において追加の借入れの余地はないといえる。また、返済猶予によって債務超過を放置することは、信用不安による売上げへの影響が顕在化している状況に対する抜本的な解決にはならない。加えて、取引金融機関との協議の中では、何らかの資本政策を講じることなくして、2021年3月末に弁済期限を迎える約113億円の借入れについて取引金融機関から返済の猶予を受けられる目途は立っていない。貴社は、取引金融機関による代替支援策として、①当面の資金繰り維持のためのコミットメントラインによる金融支援、②債務超過解消のための資本面の支援及び③財務状況悪化時の追加支援から構成される支援パッケージについて全取引金融機関の同意を得られる見通しがあるか否かの検討を取引金融機関に依頼した。しかし、追加損失の発生可能性や資金繰り支援に伴うさらなるリスク拡大を理由に、当該代替支援策については応諾できないという意向が一部取引金融機関からすでに示されており、全取引金融機関の同意を得る余地がないことが判明している。このように取引金融機関からの代替支援を期待できる状況にはない。

次に、他のスポンサー支援者からの支援を得る可能性について、貴社は、通期末で債務超過となる旨の決算発表となることが見込まれた2021年2月15日の時点で資本性の資金調達の目処が立った旨の最終合意及び開示ができるよう、2020年11月から、総額50億円規模の第三者割当による増資に関する提案を募るべく、貴社フィナンシャルアドバイザーを通じて、合計48社の候補先への打診を開始した。しかしながら、かかるスポンサー選定の過程においては、新型コロナウイルス感染症の影響でスポンサー支援を行う財務的余力がない、スポンサー自身の財政状態も厳しい、損失がどこまで膨らむか不透明等の理由でそもそも検討自体できないとの回答が多数であった。また、2021年に入り首都圏を中心に緊急事態宣言が再発出されるなど、コロナ禍の影響が再び悪化したことを受けて、複数の候補者からコロナ禍のリスクをより大きく見込んだ事業計画の再提出を求められる等した結果、法的拘束力ある提案（バインディングオファー）の提出期限が当初想定よりも遅れ、最終契約も2021年2月15日の通期決算発表のタイミングには間に合わないことが確実となった。そのような中、2021年2月上旬に割当予定先のみから法的拘束力ある提案（バインディングオファー）を受領したのに加え、他に3社から法的拘束力のない提案（ノンバインディングオファー）を受領した。

かかる状況の下、2021年2月上旬に割当予定先から受領したバインディングオファーは、①総額20億円・1株当たり払込金額140円による普通株式の引受け、②増資引受後の株式併合による割当予定先以外の既存株主のスクイーズアウト（株式併合に伴う端数処理手続において既存株主の保有する貴社株式1株当たり140円の金銭を交付）、③取引金融機関に対する相当額の債務免除の要請、④本件完全子会社化取引後における債務免除後の残債への連帯保証や貴社の資金需要に対する資金繰り支援を、法的拘束力のある形で提案するものであった。

一方、他の3社から提出されたノンバインディングオファーは、具体的な経済条件の提案がない、又は、ノンバインディングオファーの段階で既に大幅な債務免除要請が前提とされる、新型コロナウイルス感染症による貴社業績の下振れリスクに対する手当てがない、候補者単独では成り立たない提案である、法的拘束を伴う提案でなく、かかる提案までに追加のデューディリジェンス期間が必要であるといった点で割当予定先からのバインディングオファーに劣後していた。

これに対し、割当予定先のバインディングオファーは、本株式併合による既存株主のスクイーズアウトや取引金融機関への相当額の債務免除要請が条件とされていたものの、本件完全子会社

化取引後における債務免除後の残債への連帯保証や貴社の資金需要に対する資金繰り支援といった下振れリスクへの具体的かつ確実な手当てが伴う点で優れた提案であった。

また、当委員会が実施した割当予定先に対するヒアリングにおいて、割当予定先は同社グループにおいてホテル、ホスピタリティ事業を中核事業と捉えており、貴社のウェディング事業と割当予定先のホスピタリティ事業の国内外を通じた親和性が高さを生かして、両社の提携により新たなプロダクトやサービスを提供できると考えているとのことであった。加えて、過去にもホテル、ホスピタリティ事業の買収・再生の経験を有し、事業価値向上を果たした実績もあるとの回答が得られている。

このように、割当予定先の提案内容及び実績に照らし、割当予定先が提出したバインディングオファーに記載されたものが貴社が唯一とりうる、かつ、最善の手段であったと評価できる。

したがって、本件第三者割当の手段によることには相当性がある。

c. 発行条件の相当性

(払込金額及びスクイーズアウト価格について)

本件第三者割当の1株当たり払込金額40円(以下「本払込金額」という。)は、本件第三者割当に係る取締役会決議日(以下「本取締役会決議日」という。)の直前営業日である2021年3月18日の東京証券取引所における貴社株式の終値(以下「終値」という。)407円に対しては、90.2%のディスカウント、本取締役会決議日の直前1ヶ月間(2021年2月19日から2021年3月18日まで)の終値の平均値である375円(円未満四捨五入)に対しては89.3%のディスカウント、同直前3ヶ月間(2020年12月19日から2021年3月18日まで)の終値の平均値である317円(円未満四捨五入)に対しては87.4%のディスカウント、同直前6ヶ月間(2020年9月19日から2021年3月18日まで)の終値の平均値である307円(円未満四捨五入)に対しては87.0%のディスカウントとなる。また、本株式併合に伴う端数処理手続において既存株主の保有する貴社株式1株当たり180円の金銭の対価(以下「本スクイーズアウト価格」という。)が交付される予定であるところ、本スクイーズアウト価格は、本取締役会決議日の直前営業日である2021年3月18日の終値407円に対しては、55.8%のディスカウント、本取締役会決議日の直前1ヶ月間の終値の平均値である375円に対しては52.0%のディスカウント、同直前3ヶ月間の終値の平均値である317円に対しては43.2%のディスカウント、同直前6ヶ月間の終値の平均値である307円に対しては41.4%のディスカウントとなる。

このように本払込金額及び本スクイーズアウト価格はいずれも貴社株式の市場株価に照らして大幅なディスカウントとなるため、本件第三者割当の発行条件及び本株式併合の条件の相当性が問題となる。

この点、上記のとおり、割当予定先から受領したバインディングオファーにおいては、当初、払込金額総額20億円、1株当たり払込金額140円、スクイーズアウト価格140円との提案を受領した。その際、新型コロナウイルス感染症の影響の不確実性を考慮し、貴社の今後の財務状態がさらに悪化する可能性を踏まえ、スポンサー支援の条件として、取引金融機関から相当額の債務免除等の同意を得ることが前提とされていた。かかる提案を受けて、貴社は、割当予定先に対して、割当予定先が支払う払込金額及びスクイーズアウト対価の総額の増加の余地を確認したところ、割当予定先からは、債務免除額を増加させない限り、かかる払込金額及びスクイーズアウト対価の総額の増加する余地はないとの明確な回答が示された。

一方で、既に債務超過の状況にある貴社が、かかるスポンサー支援の条件である債務免除等について取引金融機関からの同意を得るためには、取引金融機関の意向を踏まえ、株主責任を明確化することが必要不可欠であった。具体的には、取引金融機関からは、債務免除を必要とする状況

においては、既存株主に支払われる対価は備忘価格であるべきとの強い意向が繰り返し示された。このような割当予定先及び取引金融機関双方の意向を踏まえ、貴社は、取引金融機関から債務免除等への同意を得つつ、少数株主に支払う金額を可及的に最大化するため、貴社大株主に対して、保有株式の一部について無償譲渡に応じるよう要望し、貴社大株主との協議を行った。かかる協議の結果、貴社大株主の保有株式のうち180分の140に相当する数の株式を本株式併合に先立ち貴社に無償で譲渡するとの条件で、当社、割当予定先及び貴社大株主との間で合意に至った。（かかる無償譲渡により、貴社大株主が本件完全子会社化取引を通じて受領する対価は、本件公表前に貴社大株主が保有する当社株式1株当たり40円となる。）

このような経緯を経て、割当予定先、取引金融機関及び大株主の真摯な協議を踏まえ、本件第三者割当については払込金額の総額20億円、1株当たり払込金額40円、本スクイーズアウト価格180円、貴社大株主による180分の140に相当する数の保有株式の無償譲渡との条件で割当予定先及び貴社大株主との合意に至り、2021年3月19日付で割当予定先との間で本出資契約を、同日付で割当予定先及び各貴社大株主との間で本大株主合意を締結する予定である。これにより、少数株主に支払われる本スクイーズアウト価格は、本件第三者割当の1株当たり払込金額40円に350%のプレミアムを付した180円、当初の割当予定先からの提案対比で40円増となった。

貴社は、上記の経緯を経て本払込金額及び本スクイーズアウト価格を決定するに当たっては、貴社及び割当予定先の関連当事者に該当せず、本件第三者割当に関して利害関係を有していない株式会社赤坂国際会計（以下「赤坂国際会計」という。）から、貴社株式の価値に係る本株式価値算定書を取得している。

一般的に価値算定の手法には、市場株価平均法、類似会社比較法及びディスカунテッド・キャッシュ・フロー法（以下「DCF法」という。）があるところ、本株式価値算定書において価値算定機関からは、DCF法を採用した貴社株式の価値算定結果として1株当たり0円～44円との評価を得ている（以下「本価値算定結果」という。）。

ここで、本株式価値算定書においては、市場株価平均法が用いられていないところ、その理由としては、貴社の2020年12月期決算短信では、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を現時点では合理的に算定することが困難であるとして2021年12月期の連結業績予想が公表されていないため、本件取引が実施されない場合に想定される重要な影響が十分に市場価格に反映されていない可能性があることや、2021年3月10日以降、必ずしも貴社の経営状況に関係しない事由により株価が乱高下しており、貴社の企業価値と乖離した価格形成がなされている可能性があること、本件第三者割当及び本件完全子会社化取引の公表に伴い開示される情報のうち本価値算定結果の算定基準日（2021年3月19日）までの市場価格に反映されていない情報が価格形成に相当程度の影響を与える可能性があること等を勘案し、市場株価平均法は貴社の株式価値の算定に当たって適切な手法でないと説明されている。

また、本価値算定結果においては、類似会社比較法が用いられていないところ、その理由としては、これは当該手法において一般的に使用される基準財務指標である利益・純資産・EBITDA等の数値が貴社においては直近でいずれも負の値となっており、適切に類似会社比較法を適用することが困難であり、類似会社比較法は貴社の株式価値の算定に当たって適切な手法でないと説明されている。

一方、本価値算定結果において採用されているDCF法は、事業の将来のキャッシュフロー（収益力）に基づく算定方法であり、事業継続を前提とした場合の価値算定を行う上で適切な手法の一つであると考えられており、本価値算定結果では、貴社が価値算定機関に提供した事業計画等を検討し、算定基準日時点での当該事業計画を前提とした将来のキャッシュフローに基づき、DCF法による株式の価値が算定されている。

ここで、上記の価値算定機関が採用した価値算定手法の妥当性についてみると、2020年12月期決算短信において、2021年12月期の連結業績予想が公表されておらず、本件取引が実施されない場合に想定される重要な影響が十分に市場価格に反映されていない可能性があること、2021年3月10日以降、必ずしも貴社の経営状況に関係しない事由により株価が乱高下しており、貴社の企業価値と乖離した価格形成がなされている可能性があること、本件公表に伴い開示される情報のうち本価値算定結果の算定基準日までの市場価格に反映されていない情報が価格形成に相当程度の影響を与える可能性があることといった事情は、いずれも貴社をとりまく現在の状況に合致しており、市場株価平均法を用いないとするこれらの理由に特段不合理な点はないと考えられる。また、貴社の利益・純資産・EBITDA等の数値がいずれも負の値となっており、適切に類似会社比較法を適用することが困難であるという理由にも特段不合理な点はないと考えられる。したがって、本価値算定結果において、価値算定機関が市場株価平均法及び類似会社比較法を採用しないという判断に、特段不合理な点はないと考えられる。

一方、価値算定機関がDCF法を適用するに当たって前提とした貴社事業計画は、貴社フィナンシャルアドバイザーの助言を得て貴社により作成された2021年12月期から2023年12月期中期計画を使用しているところ、当該計画は、直近の新型コロナウイルス感染症の影響を考慮し、貴社のリゾート挙式事業の再開の目安として2022年1月の海外渡航制限解除を前提とし、二度に亘る緊急事態宣言の発出による影響額の見積もりと2020年12月期決算短信における債務超過公表後の貴社の売上げの傾向を反映したものとして作成されており、その前提等に特段不合理な点はないと考えられる。

以上を踏まえ、貴社事業計画を前提にDCF法を採用とした価値算定機関による本価値算定結果にも特段不合理な点はないと考えられる。

さらに貴社は、価値算定機関から本払込金額及び本スクイーズアウト価格は、それぞれ、貴社及び割当予定先を除く貴社株主にとって、財務的見地から妥当である旨のフェアネス・オピニオンも受領している。

すなわち、本払込金額である40円は、上記の価値算定結果の評価額の範囲内にあり、かつ、価値算定機関から財務的見地から妥当である旨の意見を得ている。また、本スクイーズアウト価格である180円は、上記の価値算定結果の評価額の上限44円を136円を上回り、かつ、本払込金額に350%のプレミアムを乗じた金額となっており、かつ、価値算定機関から財務的見地から妥当である旨の意見を得ている。

したがって、上記の交渉経緯を経て決定され、価値算定機関による評価額の範囲内にある本払込金額、及び、かかる本払込金額に350%のプレミアムを付した本スクイーズアウト価格はいずれも公正かつ妥当であると考えられる。

なお、本株式価値算定書において採用されたDCF法に関し、価値算定機関からは「対象会社の事業が計画期間終了後も継続することを前提とした場合の株式価値を算定しており、金融機関からのバックアップが得られない等の要因により、計画期間中あるいは計画期間終了後に事業の継続が困難になる状況は想定されておりません。この点について、このような事業継続が困難になる状況を想定した場合には、本算定書におけるDCF法による算定結果よりも低い株式価値が算定される可能性があります。」との見解が本株式価値算定書において示されている。上記「a. 資金調達の必要性」で述べた、貴社の手元の現預金残高の見通し、借入金の状況や、2020年12月期決算短信での債務超過公表後の売上げへの影響等を考慮したとき、本件第三者割当及び本件完全子会社化取引を実施できない場合には、計画期間中に事業継続が困難になる状況に陥る可能性は否定できず、その場合は、貴社の株式価値は上記のDCF法による価値算定結果で示された値を下回ることになる。この点に照らしても、本払込金額及び本スクイーズアウト価格はいずれも公正かつ妥当であると考えられる。

(希薄化について)

上記のとおり、貴社は、一刻も早い資本性の資金調達により債務超過を解消し、信用悪化を食い止めるとともに、売上げが減少する中で運転資金を確保し、事業を継続することが必要不可欠である。上記「a. 資金調達の必要性」で述べた今後の資金繰り見通しを踏まえたとき、割当予定先から調達する払込金額総額20億円は貴社の事業継続を可能にするための運転資金として必要な規模である。

したがって、公正かつ妥当であると評価される本払込金額40円を前提にすると、504.57%もの大規模な希薄が生じるものの、上記の本件第三者割当の目的・意義や他に貴社が採りうる手段がないことに照らすと、かかる大規模な希薄化を伴うことにはなお相当性がある。

したがって、本件第三者割当の発行条件には相当性がある。

d. 割当予定先による貴社の完全子会社化及び貴社株式の上場廃止

上記「a. 資金調達の必要性」で述べたとおり、現在の取引金融機関との協議の中では、何らかの資本政策を講じることなくして、2021年3月末に弁済期限を迎える約113億円の借入れについて取引金融機関から返済の猶予を受けられる目途は立っておらず、割当予定先による本件完全子会社化取引を通じたスポンサー支援を受けられない場合、早期に資金繰りはショートし、事業運営の継続が困難になる可能性がある。このような状況下において、貴社の完全子会社化及び貴社株式の上場廃止との方策は、上記のスポンサー選定の過程において唯一具体性かつ法的拘束力を持って提出された割当予定先の提案内容に含まれていたものである。

2021年2月初旬に割当予定先からの提案を受けて以降、貴社は、貴社株式の上場を維持した形でのスポンサー支援の可能性について割当予定先と繰り返し協議を行ったものの、かかる協議の中では、新型コロナウイルス感染症の流行に起因する未曾有の予測困難な経済、社会環境の中、ポストコロナを見据えた抜本的な事業変革を行うにおいては、短期的な業績や株主還元にとらわれることなく、貴社を非公開化し、迅速な意思決定を可能にすることが必要不可欠であるとの割当予定先の意向が示された。

かかる協議も踏まえた上で、貴社としても、上場を維持した上での大規模な増資では、貴社既存株主の保有株式は大幅に希薄化されるのみであり、新型コロナウイルス感染症の影響が当面の間継続することが見込まれ、今後も多額の損失計上が続くことが予想される状況において、貴社が上場を維持したまま、少数株主をさらなるリスクにさらすことは適切ではなく、株式価値が毀損する前に、貴社の少数株主に対して合理的な対価を支払った上で、貴社を非公開化することが少数株主の利益にも資すると判断している。また、上記のスポンサー選定の経緯に照らし、新型コロナウイルス感染症の影響が不透明な環境下において、貴社の資金繰り見通しに照らし、割当予定先以外の支援者が時機にかなった形で見つかる保証はないと考えられる点も踏まえると、かかる貴社の判断には合理性が認められる。

本件第三者割当及び本件完全子会社化取引の実施に当たり、取引金融機関に対して相当額の債務免除の合意等を要請する中で、貴社の現在及び将来のキャッシュ・フローや足下の資金繰りの状況や新型コロナウイルス感染症に起因する不確実性を踏まえると、上記の本価値算定結果にも表れているとおり、貴社の実勢の株式価値は市場価格に比して著しく低いと考えられる。したがって、この段階で、既存株主に対して上記のとおり公正かつ妥当と認められる本スクイーズアウト対価を支払うことは、少数株主に対しても合理的な救済策となると考えられる。

③当社における特別の利害関係のない取締役全員の承認および監査役全員の異議がない旨の意見

本株式併合に係る取締役会においては、特別の利害関係のない取締役6名が出席し、その全会一致により上記決議を行っております。なお、取締役 渡部秀敏は、本件完全子会社化取引の対象となる株式会社寿泉の役員を兼務しており、取締役 小岸弘和は、本件完全子会社化取引の対象となる株式会社ディアーズ・ブレインの役員を兼務しており、取締役 梶原健司、取締役 石田晃一および取締役 高橋哲也は、本件完全子会社化取引の対象となる株式会社千趣会の役員を兼務しており、それぞれ特別利害関係取締役に該当するため、当該取締役会を欠席しております。また、当該取締役会には、監査役4名（4名とも社外監査役）全員が出席し、いずれも、上記決議に異議はない旨の意見を述べております。

(3) 会社法第235条の規定により1株に満たない端数の処理をすることが見込まれる場合に関する事項

①端数処理の方法に関する事項

ア. 会社法第235条第1項または同条第2項において準用する同法第234条第2項のいずれの規定による処理を予定しているかの別およびその理由

本株式併合により、興和以外の株主の皆様が所有する当社株式の数は、1株に満たない端数となる予定です。本株式併合の結果生じる1株に満たない端数の処理の方法につきましては、その合計数（会社法第235条第1項の規定により、その合計数に1株に満たない端数がある場合には、当該端数は切り捨てられます。）に相当する数の株式を、会社法第235条その他の関係法令の規定に従って売却し、その端数に応じて、その売却によって得られた代金を株主の皆様へ交付いたします。当該売却について、当社は、会社法第235条第2項の準用する同法第234条第2項の規定に基づき、裁判所の許可を得て、当該端数の合計数に相当する当社株式を興和に売却すること（以下「本端数譲渡」）を予定しております。

上記の処理を予定している理由は、本件完全子会社化取引が興和による当社の完全子会社化を目的とするものであることを踏まえ、本出資契約において、興和が当該端数の合計数に相当する当社株式を買い受けることを合意していることによります。

イ. 会社法第235条第2項において準用する同法第234条第2項の規定による処理（市場において行う取引による売却を除く。）を予定している場合における、売却に係る株式を買い取る者となると見込まれる者の名称、当該者が売却に係る代金の支払のための資金を確保する方法および当該方法の相当性ならびに売却する時期および売却により得られた代金を株主に交付する時期の見込み（当該見込みに関する取締役の判断およびその理由）

ア. 売却に係る株式を買い取る者となると見込まれる者の名称

興和株式会社

イ. 興和が売却に係る代金の支払のための資金を確保する方法および当該方法の相当性

興和によれば、本端数譲渡に係る代金の支払のための資金は、手元現預金から充当するとのこと。

当社は、興和が2020年6月29日付で東海財務局長宛に提出した2020年3月期有価証券報告書における連結貸借対照表および2020年12月11日付で東海財務局長宛に提出した2021年3月期半期報告書における中間連結貸借対照表により、興和がかかる代金の支払に要する十分な現預金を保有していることを確認しております。また、当社は、本出資契約において、興和がかかる代金の支払に必要な資金を十分に保有している旨の表明保証を受けております。

したがって、当社は、興和による本端数譲渡に係る代金の支払に要する資金を確保する方法は相当であると判断しております。

c. 売却する時期および売却により得られた代金を株主に交付する時期の見込み

当社は、本株式併合の効力発生後、速やかに、会社法第235条第2項の準用する同法第234条第2項の規定に基づき、裁判所の許可を得て、本端数譲渡を実施することを予定しております。本株式併合の効力が2021年6月30日に発生し、上記裁判所の許可が予定どおり得られた場合は、2021年7月下旬を目途に本端数譲渡を実施し、また、本端数譲渡により得られる代金を2021年9月中旬を目途に当社株主の皆様へ交付することを見込んでおります。なお、本株式併合は、上記1.(2)に記載のとおり効力発生日が異なる複数の株式併合につきご承認をお願いするものであり、本件第三者割当に係る本新株式が全て発行される時点に応じた条件が付されており、本件第三者割当に係る本新株式が全て発行される時点に応じて、その直後に到来するいずれか一つの本株式併合効力発生日においてのみ、実際に、本株式併合の効力が発生することとなります。したがって、本端数譲渡の時期、および本端数譲渡により得られる代金を当社株主の皆様へ交付する時期も、本件第三者割当に係る本新株式が全て発行される時点に応じて変更されますが、かかる場合においても、当社は速やかに本端数譲渡を実施し、また、本端数譲渡により得られる代金を当社株主の皆様へ交付する予定です。

d. 上記の見込みに関する取締役会の判断およびその理由

当社は、予測困難な新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う先行き不透明な状況に鑑み、当社が興和の完全子会社となった上で、興和と当社が一体となって、柔軟かつ機動的に経営戦略を推進し、財務面での課題の早期かつ抜本的な解決を図ることが、株主の皆様を更なるリスクにさらす事態を避けるものとして、当社の株主の皆様に対しても最善の策であると考え、本件完全子会社取引を実施することといたしました。

かかる目的に照らし、実現可能な実務上のスケジュールを考慮しつつ、可及的速やかに本件子会社化取引および本端数譲渡を完了した上で、本端数譲渡により得られる代金を当社株主の皆様へ交付すべく、上記c.の見込みについて判断いたしました。

②端数処理により株主に交付することが見込まれる金銭の額および当該額の相当性に関する事項

端数処理により株主の皆様へ交付することが見込まれる金銭の額（本株式併合交付見込金額）は、上記裁判所の許可が予定どおり得られた場合は、株主の皆様が所有する当社株式の数に、本件第三者割当における本新株式の払込金額（40円）に対して350%のプレミアムを付した金額である180円を乗じた金額に設定することを予定しております。

本株式併合交付見込金額は、本株式併合に係る取締役会決議日の直前営業日である2021年3月18日の東京証券取引所における当社株式の終値407円に対しては、55.8%のディスカウントとなります。

本新株式の払込金額および本株式併合交付見込金額は、既に当社が債務超過に陥っており、今後も多額の損失計上が続くことが予想され、かつ、2021年3月末日に弁済期限が到来する借入金について、約定どおりに弁済することが困難になる中で、お取引金融機関のご意見を踏まえた興和および当社大株主との間での協議および交渉を経た結果として、興和および当社大株主との間で最終的に合意されたものであり、当社にとって現時点で最善の条件であると判断しております。

また、本新株式の払込金額および本株式併合交付見込金額を決定するに際して、また、本臨時株主総会における株主の皆様の議決権行使のご参考のために、上記2.(2)①のとおり、赤坂国際会計から本株式価値算定書およびフェアネス・オピニオンを取得しております。当社は、本件第三者割当における本新株式の払込金額（40円）および本株式併合交付見込金額（180円）につきまし

ては、赤坂国際会計から取得した本株式価値算定書およびフェアネス・オピニオンに照らし、妥当であると判断しております。

以上により、当社は、本株式併合交付見込金額については、相当であると判断しております。

3. 当社において最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象

(1) 継続企業の前提に関する事項

当社グループは、第56期連結会計年度（2019年12月期）においては堅実に利益を計上し、第57期連結会計年度（2020年12月期）開始直後は前年同一期間比を上回る営業収益で推移しておりました。しかし、2020年1月に発生し3月以降拡大した新型コロナウイルス感染症により、当社グループが展開する婚礼・宿泊・飲食・旅行等関連事業は直接悪影響を受け、営業収益は大幅に落ち込み、通期では10,983百万円の営業損失、11,075百万円の経常損失、11,738百万円の親会社株主に帰属する当期純損失を計上することとなりました。その結果、第57期連結会計年度末において863百万円の債務超過となっております。

また、昨年末からは当該感染症が再拡大し、年明けの緊急事態宣言再発出に至り、海外への渡航制限の継続や、GO TOキャンペーンの中断、外出自粛要請等により当社グループ事業への悪影響は長期化することが予測され、当社グループの2021年度以降の営業収益見通しも不透明な状況となっております。

以上により、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象または状況が存在すると認識せざるを得ない状況となっております。

(2) 興和株式会社に対する新株式発行および同社の完全子会社となることを目的とする完全子会社化取引ならびに事業再生ADR手続の正式申込および受理

当社は、2021年3月19日、興和からスポンサー支援を受け、その完全子会社となることを目的として、同日付で興和と本出資契約を締結いたしました。また、同日開催の取締役会において、当社は、興和を割当先とする払込金額の総額20億円の本件第三者割当を実施すること、当社の株主を興和のみとするために、当社株式5,000,000株を1株に併合し、興和以外の当社株主の皆様に対し、当社株主の皆様の保有する当社株式1株当たり180円の金銭を交付すること等について、本臨時株主総会に付議することを決議しております。

2020年12月末時点で当社が債務超過に陥っており、かつ、2021年3月末日に弁済期限が到来する借入金について、約定どおりに弁済することが困難になるとともに、お取引金融機関からそれらの返済を猶予いただくことも困難になるおそれがあることを踏まえ、本出資契約においては、興和による当社に対するスポンサー支援を実行いただく前提条件として、本事業再生計画案を成立させることが定められております。そのため、事業構造を抜本的に見直し、事業再生に向けた収益体質の強化と財務体質の改善を早急に図るとともに、お取引金融機関からかかる債務免除等にご同意いただくべく、2021年3月19日、本事業再生ADR手続の取扱事業者である事業再生実務家協会に対し、本事業再生ADR手続利用についての正式な申込を行い、同日受理されました。

その後、当社は、本事業再生ADR手続の対象となる本対象債権者の出席の下、同手続に基づく事業再生計画案の概要説明のための債権者会議（第1回債権者会議）を2021年4月5日に開催し、全ての本対象債権者から「一時停止の通知書」について同意（追認）を得るとともに一時停止の期間を事業再生計画案の決議のための債権者会議の終了時（会議が延期・続行された場合には、延期・続行された期日を含みます。）まで延長すること等につきご了承いただきました。

そして、当社は、興和および本対象債権者と協議を進めながら、公平中立な立場から事業再生実

務家協会より調査・指導・助言をいただき、本対象債権者による総額約9,078百万円の債務免除の合意等を含む本事業再生計画案を策定し、2021年4月26日に事業再生計画案の協議のための債権者会議（第2回債権者会議）において、本対象債権者に対して本事業再生計画案の具体的な内容についてご説明いたしました。今後は、2021年5月27日に開催予定の事業再生計画案の決議のための債権者会議（第3回債権者会議）において、本対象債権者の合意による本事業再生計画の成立を目指してまいります。

以 上